

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の全部を改正する告示 ……	保 健 体 育 課	1頁
訓 令	○ 三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務 条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令 ……	教 職 員 課	5頁
	○ 公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分 取扱いに関する規程の一部を改正する訓令 ……	教 職 員 課	6頁
お知らせ	○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ……	教 職 員 課	6頁

告 示

三重県教育委員会告示第25号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の全部を改正する告示を次のとおり定めます。

令和4年9月30日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の全部を改正する告示

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額（令和元年三重県教育委員会告示第8号）の全部を改正する。

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料

高 等 学 校 名	体 育 施 設 名	照明設備の使用料（円／時間）
桑名高等学校	体育館	150
桑名西高等学校	体育館	200
	武道場	50
桑名北高等学校	テニスコート	700
	体育館	250
	武道場	50
桑名工業高等学校	運動場	150
	体育館	300
	武道場	150
	弓道場	50
いなべ総合学園高等学校	体育館	300
	トレーニング場	50
	武道場	100
	レスリング場	50
四日市高等学校	体育館	200
	武道場	100
四日市南高等学校	体育館	250
	武道場	100
四日市西高等学校	テニスコート	950
	体育館	600
朝明高等学校	運動場	1700

	体育館	300
	武道場	50
四日市四郷高等学校	運動場	850
	テニスコート	950
	トレーニング場	100
	武道場	100
	レスリング場	50
四日市工業高等学校	運動場	1800
	テニスコート	900
四日市商業高等学校	体育館	250
四日市中央工業高等学校	運動場	1550
	トレーニング場	100
	武道場	100
	ウエイトリフティング場	50
菰野高等学校	運動場	900
	トレーニング場	50
	弓道場	50
川越高等学校	運動場	1400
神戸高等学校	運動場	1200
	柔道場	50
	剣道場	50
白子高等学校	運動場	150
石薬師高等学校	体育館	200
	ウエイトリフティング場	100
稲生高等学校	運動場	250
	運動場（野球）	950
	第1体育館	250
	第2体育館	350
	武道場	100
	武道場（なぎなた）	50
亀山高等学校	運動場	750
	体育館	300
	武道場	50
	ウエイトリフティング場	50
津高等学校	体育館	200
	テニスコート	350
	武道場	100
津西高等学校	第2運動場	1400
	体育館	200
	武道場	100
津工業高等学校	武道場（卓球場）	50
津商業高等学校	運動場	150
	体育館	200
	武道場	100
久居高等学校	運動場	50
	テニスコート	950
	体育館	200
	武道場	50
	レスリング場	100
	体操場	350
久居農林高等学校	第1運動場	200

	第2運動場	1200
	体育館	250
	武道場	100
	ボクシング場	50
白山高等学校	運動場	200
	体育館	250
	武道場	100
松阪高等学校	運動場	750
松阪工業高等学校	運動場	700
	体育館	250
	武道場	50
	レスリング場	50
松阪商業高等学校	運動場	200
飯南高等学校	体育館	200
	武道場	50
相可高等学校	テニスコート	250
	体育館	250
	武道場	50
昴学園高等学校	体育館	200
	武道場	100
宇治山田高等学校	体育館	300
伊勢工業高等学校	運動場	500
	体育館	250
	武道場	100
宇治山田商業高等学校	運動場	150
明野高等学校	体育館	200
	トレーニング場	100
	武道場	50
	ボクシング場	50
南伊勢高等学校南勢校舎	体育館	200
	武道場	50
南伊勢高等学校度会校舎	体育館	150
	トレーニング場	100
	武道場	50
鳥羽高等学校	運動場	700
	体育館	200
	トレーニング場	50
	武道場	50
	フェンシング場	100
志摩高等学校	運動場	300
	体育館	200
水産高等学校	体育館	200
	武道場	50
	ボクシング場	50
上野高等学校	第2運動場	350
	テニスコート	50
	体育館	250
	武道場	50
あけぼの学園高等学校	体育館	250
伊賀白鳳高等学校	第2運動場	1400
	体育館	300

	トレーニング場	150
	武道場	50
名張高等学校	運動場	900
	テニスコート	1200
	体育館	550
	武道場	50
名張青峰高等学校	テニスコート	650
	体育館	250
	武道場	50
尾鷲高等学校	運動場	750
	テニスコート	400
	体育館	250
	武道場	50
	弓道場	100
尾鷲高等学校（光が丘校舎）	運動場	1000
	トレーニング場	50
	武道場	50
	レスリング場	50
木本高等学校	運動場	800
	テニスコート	400
	体育館	400
	武道場	200
紀南高等学校	体育館	150
	武道場	50
	卓球場	100
北星高等学校	運動場	900
	体育館	300
みえ夢学園高等学校	体育館	150
伊勢まなび高等学校	運動場	850
	体育館	300
盲学校	体育館	100
聾学校	体育館	150
かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校）	体育館	100
稲葉特別支援学校	体育館	100
特別支援学校西日野にじ学園	体育館	150
度会特別支援学校	体育館	450
特別支援学校玉城わかば学園	体育館	150
特別支援学校伊賀つばさ学園	体育館	150
北勢きらら学園	体育館	150
特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校	体育館	250
くわな特別支援学校	体育館	150
松阪あゆみ特別支援学校	体育館	150

備考

- 1 使用料の額の算出は、使用の時間数に時間当たりの照明設備の使用料を乗じたものになります。
- 2 使用の時間が1時間未満であるとき又は使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その未満である使用の時間又は端数は1時間とします。

附 則

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。ただし、木本高等学校においては、令和4年10月22日から施行する。

- 2 この告示の施行日前に照明設備を使用しようとする者に三重県教育委員会規則第三条に基づき許可を行い、改正後の新告示の施行日以後に照明設備を使用した者の照明設備の使用料は、改正後の新告示の照明設備の使用料によるものとする。

訓 令

教委訓第7号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第5（第11条関係）			別表第5（第11条関係）		
区分 (略)	事由 (略)	期間 (略)	区分 (略)	事由 (略)	期間 (略)
育児参加 休暇	<p>会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>左記期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間の範囲内の期間</p>	育児参加 休暇	<p>会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>左記期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間の範囲内の期間</p>

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

教委訓第8号

教育関係機関

公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令
公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年教委訓第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第11条関係）			別表第3（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
育児参加 休暇	会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	左記期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間）の範囲内の期間	育児参加 休暇	会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	左記期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間）の範囲内の期間

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

お 知 ら せ

令和4年9月30日付け三重県公報350号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年九月三十日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第七号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）</p> <p>第七条の二の二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 条例第八条の三第三項第七号の勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）は、月曜日から金曜日までの五日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた週休日を除く日、<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第十八條第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）</u>にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち県委員会が定めた週休日を除く日）とする。ただし、次項に定める場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>7・8（略）</p> <p>9 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第三項第七号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たつては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>10～14（略）</p> <p>第七条の二の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 服務監督教育委員会は、条例第八条の四第一項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日（<u>条例第十一条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。</u>）を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、服務監督教育委員会が、公務の運営並</p>	<p>（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）</p> <p>第七条の二の二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 条例第八条の三第三項第七号の勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）は、月曜日から金曜日までの五日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた週休日を除く日、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち県委員会が定めた週休日を除く日）とする。ただし、次項に定める場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>7・8（略）</p> <p>9 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第三項第七号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たつては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>10～14（略）</p> <p>第七条の二の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 服務監督教育委員会は、条例第八条の四第一項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、服務監督教育委員会が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合</p>

びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第七条の十一 (略)

2 教育委員会は、条例第八条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日を除く。第四項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十八条第四項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

1 3 (略)

3 6 (略)

(年次有給休暇)

第九条 条例第十三条第一項第一号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

1 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

1 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 百五十五時間に条例第三条第二項から第四項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第九条の二 条例第十三条第一項第二号の規則で定め

は、この限りでない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第七条の十一 (略)

2 教育委員会は、条例第八条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第十一条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第四項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十八条第四項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

1 3 (略)

3 6 (略)

(年次有給休暇)

第九条 条例第十三条第一項第一号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

1 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号、以下「地公法」という。)第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

1 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 百五十五時間に条例第三条第二項から第四項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第九条の二 条例第十三条第一項第二号の規則で定め

る日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に定める日数（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数。以下「基本日数」という。）

二 当該年において職員の勤務時間条例第二条職員等（条例第十三条第一項第三号の職員の勤務時間条例第二条職員等をいう。以下同じ。）となつた者で、引き続き新たに職員となつたもの 職員の勤務時間条例第二条職員等となつた日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に定める日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数）とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数

2 前条及び前項の規定にかかわらず、労働基準法第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地公法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用後の勤務又は育児休業法第十八条第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第九條の三 (略)

2 (略)

3 条例第十三条第一項第三号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数とする。

一 (略)

二 当該年の初日において定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員であつた者 その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数
(特別休暇)

第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

一 十二 (略)

る日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に定める日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数。以下「基本日数」という。）

二 当該年において職員の勤務時間条例第二条職員等（条例第十三条第一項第三号の職員の勤務時間条例第二条職員等をいう。以下同じ。）となつた者で、引き続き新たに職員となつたもの 職員の勤務時間条例第二条職員等となつた日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に定める日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地公法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次条第三項第二号において同じ。）、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数）とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数

2 前条及び前項の規定にかかわらず、労働基準法第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地公法第二十八條の五第一項若しくは第二十八條の六第二項の規定による採用後の勤務又は育児休業法第十八条第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第九條の三 (略)

2 (略)

3 条例第十三条第一項第三号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数とする。

一 (略)

二 当該年の初日において再任用職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員であつた者 その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数
(特別休暇)

第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

一 十二 (略)

十三 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては十四週間）前の日から当該出産の日以後一年を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における五日の範囲内の期間

十四～十六 （略）

十七 生後満一年九月に達しない子を保育する場合 一日二回各四十五分以内の期間（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日二回各三十分以内の期間）

十八～二十一 （略）

二十二 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の六月から九月（県委員会が特に必要と認める場合にあつては十月）までの期間内における五日の範囲内の期間（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあつては当該職員の一週間における勤務日の日数の範囲内の期間、一週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあつては三日の範囲内の期間）

二十三～三十四 （略）

（休暇の単位及び計算）

第十五条 休暇の単位は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇（以下「年次有給休暇等」という。）にあつては特別の定めがある場合のほか、一日、半日又は一時間（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日又は一時間）、介護時間にあつては三十分、組合休暇にあつては一日又は一時間とする。

2～8 （略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十二条第十三号の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）は、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第七条の二の二第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同規則第九条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第九条の三第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この

十三 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における五日の範囲内の期間

十四～十六 （略）

十七 生後満一年九月に達しない子を保育する場合 一日二回各四十五分以内の期間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日二回各三十分以内の期間）

十八～二十一 （略）

二十二 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の六月から九月（県委員会が特に必要と認める場合にあつては十月）までの期間内における五日の範囲内の期間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあつては当該職員の一週間における勤務日の日数の範囲内の期間、一週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあつては三日の範囲内の期間）

二十三～三十四 （略）

（休暇の単位及び計算）

第十五条 休暇の単位は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇（以下「年次有給休暇等」という。）にあつては特別の定めがある場合のほか、一日、半日又は一時間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日又は一時間）、介護時間にあつては三十分、組合休暇にあつては一日又は一時間とする。

2～8 （略）

規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第七條の二の二第六項及び第九項、第九條、第九條の二第一項及び第二項、第九條の三第三項（第二号に係る部分に限る。）、第十二條（第十七号及び第二十二号に係る部分に限る。）並びに第十五條第一項の規定を適用する。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会